

(不動産等、第三債務者が不在の無体財産権等用)

差 押 書											
(滞納者) 年 月 日 様 地域振興局長 徴税吏員 印 下記滞納県税徴収金を徴収するため、下記処分理由により、国税徴収法第47条第 項の規定に基づき、下記の財産を差し押えます。											
滞 納 者			住 (居) 所			氏 名 又は名称					
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 発付日	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考	
					円	法律による金額 円	円	円	円		
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
						〃					
	計					〃					
差 押 財 産	名称、数量、性質及び所在								備 考		
処 分 理 由											
備 考	連 絡 先				救 済						
					1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。						
	所 属				氏 名		電 話				
	関係者あて発送年月日				・			・			

(注) 1 滞納県税等が完納された場合は、上記財産の差押えを解除します。
2 延滞金及び滞納処分費は、この差押書作成の日までのものです。

登 記 嘱 託 書

登記の目的 差 押（参加差押）

原 因 年 月 日 地域振興局差押（参加差押）

権 利 者 新 潟 県

義 務 者

添 付 書 類 登記原因証明情報 嘱託書写し

年 月 日

嘱 託 者 新 潟 県 知 事

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第6条第1項第1号の規定により
委任を受けた者

地域振興局長



（連絡先 — — 担当： ）

法務局 支 局
出張所 御中

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第11号の規定により納付しない。

不動産の表示

鉱業権差押（参加差押）登録嘱託書		
鉱業権の表示	登録番号	
	鉱区所在地	
登録の原因及びその日付	年 月 日滞納処分による差押(参加差押)	
登録の目的	差押(参加差押)の登録	
登録権利者	新潟県	
登録義務者	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （名称）	
添付書類	差押調書(参加差押調書)謄本1通	
上記のとおり登録を嘱託します。 年 月 日 関東経済産業局長 殿 地域振興局長 徴税吏員 印		
連絡先		

別記第42号様式 削除

差押自動車の運行（使用）許可・不許可通知書				
年 月 日				
地域振興局長 様				
申 立 者				
住(居)所				
() 氏 名				
住(居)所				
() 氏 名				
住(居)所				
() 氏 名				
下記差押自動車の運行（使用）について国税徴収法第71条第6項の規定により申 立いたしますので、許可してください。				
滞 納 者		住(居)所		氏 名
差 押 自 動 車	種 類		車 名	
	形 式	年 式	車 台 番 号	登 録 番 号
	定置場所在地			
	差 押 年 月 日	年 月 日		
運と 行す る必 理 要 由				
※ 上記申立に対し運行を許可 いたします。 いたしません。		不許可 理 由		
年 月 日				
地域振興局長 印				
救 済				
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を經由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				

注 運行許可の申立をする場合は、滞納者ならびに利害関係人が連署すること。申立人の（ ）内には滞納者との関係を記載してください。

電話加入原簿・電話加入權質權簿閱覽申請書

電話番号	電話加入権を有する者		備 考
	住所又は所在地	氏名又は名称	
関 覧 の 目 的	県税滞納処分のため		
関 覧 者	地域振興局徴税吏員		

上記電話番号に係る電話加入原簿・電話加入権質原簿の閲覧を申請します。

NTT 日本株式会社
支店（営業所）長 様

年 月 日

地域振興局長



(調理要領) 電話加入原簿の閲覧により電話加入権質原簿・差押書綴りを閲覧する必要がある場合には、備考欄に「質」・「差押」と追記の上、登録期日、登録番号を記載して閲覧申請する。

送付先
支店 営業所

第45号様式

差押通知書

NTT 日本株式会社 様 年 月 日

地域振興局長 印
徴税吏員

下記滞納県税徴収金を徴収するため、下記の財産を差押えます。

(電話加入権用)

滞納者	住(居)所								
	氏名 又は名称								
		登録事項							
		年 月 日							
		受付第 号登録済							
滞納 県 税 徴 収 金	年度期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	加算金		備考
				円	法律による金額 円	円	円	円	
					〃				
					〃				
					〃				
					〃				
	計				〃				
差 押 財 産	電話加入権								
	局番	電話番号	電話機の設置場所						備考
									電話加入権原簿閲覧年月日 年 月 日
(注) 延滞金及び滞納処分費は、この差押通知書作成の日までのものです。					連絡先				
					所属	氏名	電話		

差 押 通 知 書

様 年 月 日

地域振興局長 印
徴税吏員

下記滞納県税徴収金を徴収するため、下記の財産を差押えます。

（第三債務者等がある無体財産権等用）

滞 納 者		住（居）所			氏 名 又は名称					
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						〃				
						〃				
						〃				
						〃				
						〃				
計						〃				
差 押 財 産	(名称、数量、性質及び所在)									
備 考	この差押えは、あなたの債権者が滞納しているのでその滞納税金を徴収するために、滞納者（債権者）の有する上記記載の財産を差し押えたもので、あなたの財産を差し押える趣旨ではありません。					救 済				
						1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				
連 絡 先										
所 属		氏 名			電 話					

(注) 1 滞納県税等が完納された場合は、上記財産の差押えを解除します。
2 延滞金及び滞納処分費は、この差押通知書作成の日までのものです。

組合員等の持分の払戻等請求書

組合等の名称
代 表 者 様 年 月 日

地域振興局長 印
徴税吏員

国税徴収法第74条第1項の規定に基づき、下記処分理由により、さきに差押えた下記滞納者の持分の払戻し（譲受け）を請求します。

滞 納 者 (組合員等)		住 (居) 所		氏 名 又は名称						
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						〃				
						〃				
						〃				
						〃				
	滞納県税徴収金の総計				円					

持分の払戻し（譲受け）請求の予告をした年月日	年 月 日
------------------------	-------

払 戻 し （ 譲 受 け ） を 請 求 す	
	差 押 年 月 日 年 月 日

処分理由	
------	--

救 済

1 審査請求について
この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を經由して提出することもできます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて
処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注) 延滞金及び滞納処分費は、この請求書作成の日までの仮算定額です。	連 絡 先		
	所 属	氏 名	電 話

組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書

組合等の名称
代 表 者 様 年 月 日

地域振興局長 印
徴税吏員

国税徴収法第7 4条第2項の規定により、さきに差押えた下記滞納者の持分の払戻し（譲受け）の請求をすることを予告します。

滞 納 者 (組合員等)		住 (居) 所				氏 名 又は名称				
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
					円	法律による金額 円	円	円	円	
						〃				
						〃				
						〃				
						〃				
	滞納県税徴収金の総計					円				
払 戻 し (譲 受 け) を 請 求 す	差 押 年 月 日					年 月 日				
救 済										
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（(2)及び(3)に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。										
(注) 延滞金及び滞納処分費は、この通知書作成の日までの 仮算定額です。						連 絡 先				
						所 属		氏 名		電 話

差 押 解 除 通 知 書

滞 納 者
第三債務者
権 利 者 等

様

年 月 日

地域振興局長
徴税吏員



第80条第1項
下記のとおり差押を解除したので、国税徴収法第80条第2項の規定により通知します。
第 8 1 条

（電話加入権以外用）

滞 納 者	住 (居) 所		氏 名 又は名称	
差 押 年 月 日		年 月 日		
差 押 を 解 除 す る 財 産	名称、性質及び所在			数 量
備 考				
※		連 絡 先		
		所 属	担 当 者	電 話

※ 決議書のみ

送付先			
電話局			
第49号様式			
電話加入権 差 押 解 除 通 知 書			
様 年 月 日 地域振興局長 徴税吏員 印 下記のとおり差押を解除したので、国税徴収法第80条第1項の規定により通知します。			
滞 納 者	住（居）所	氏 名 又は名称	
差押を解除する財産	電 話 加 入 権		
	局 番	電 話 番 号	電話機の設置場所
	電話局の差押通知書の受付		
	年 月 日	番 号	
	.	.	
	.	.	
	.	.	
備 考			
登 録 事 項	年 月 日 受付第 号	電 話	
		所 属	担 当 者
		電 話	

差 押 財 産 保 管 解 除 書

(保 管 者)

年 月 日

殿

地域振興局長
徴税吏員

下記のとおり、あなたが保管中の差押財産の保管を解除します。

滞
納
者

住 (居) 所

氏 名

差 押 年 月 日

年

月

日

保
管
解
除
財
産

保
管
解
除
理
由

備

考

保管解除年月日

年

月

日

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 差押（参加差押）登記抹消

原 因 年 月 日解除

抹消すべき登記 年 月 日受付第 号

権 利 者

義 務 者 新 潟 県

添 付 書 類 差押（参加差押）解除通知書謄本 嘱託書写し

年 月 日

嘱 託 者 新 潟 県 知 事

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第6条第1項第1号の規定により
委任を受けた者

地域振興局長



（連絡先 — — 担当： ）

法務局 支 局 御中
出張所

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第11号の規定により納付しない。

不 動 産 の 表 示

別記第53号様式 削除

鉱業権差押（参加差押）登録まつ消登録嘱託書

鉱業権 の表示	登録番号	
	鉱区所在地	
登録の原因及びその日付	年 月 日滞納処分による差押(参加差押)解除	
登録の目的	年 月 日受付第 号差押(参加差押)登録のまつ消登録	
登録権利者	住(居)所 (所在地)	
	氏名 (名称)	
登録義務者	新潟県	
添付書類	差押(参加差押)解除通知書謄本1通	
上記のとおり登録を嘱託します。 年 月 日 関東経済産業局長 様 地域振興局長 徴税吏員 印		
連絡先		

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 抵当権付債権差押登記抹消

原 因 年 月 日解除

抹消すべき登記 年 月 日受付第 号

権 利 者

義 務 者 新 潟 県

添 付 書 類 差押解除通知書謄本 嘱託書写し

年 月 日

嘱 託 者 新 潟 県 知 事

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第6条第1項第1号の規定により
委任を受けた者

地域振興局長



（連絡先 — — 担当： ）

法務局 支 局
出張所 御中

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第11号の規定により納付しない。

不 動 産 の 表 示

別記第56号様式 削除

差押財産 自動車 占有調書 (謄本)				建設機械	
様				年 月 日	
地域振興局 徴税吏員				印	
国税徴収法第71条第3項の規定により、下記のとおり占有します。					
滞 納 者		住 (居) 所		氏 名 又は名称	
財産を占有 する第三者		住 (居) 所		氏 名 又は名称	
占有 財産	名 称 等		所在(保管場所)		封印等の表示箇所
差 押 年 月 日			年 月 日		
差押財産占有調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 ()			救 済		
差押財産占有調書謄本 (下記保管者あて) を受領 しました。 年 月 日 ()			1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内 (以下「不服申立期間」といいます。) に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書 (正副2通) は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。		
上記差押財産占有調書謄本記載の財産の保管を国税徴収法第71条第5項の規定により命じます。 年 月 日 様 地域振興局 徴 税 吏 員			2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (以下「出訴期間」といいます。) に、新潟県を被告として (訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。) 、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		
上記財産は、通知があるまで無償で保管します。 年 月 日			この謄本は、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日 地域振興局 徴 税 吏 員		

交 付 要 求 書

年 月 日

様

地域振興局長
徴税吏員

印

下記の滞納県税徴収金を徴収するため、下記財産について国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求します。

滞 納 者		住 (居) 所				氏 名 又は名称					
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	期別	税 目	納期限	法定納 期限等	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
						円	法律による金額 円	円	円	円	
							〃				
							〃				
							〃				
							〃				
	計						〃				
交 財 付 産 又 は 事 係 件 名	財 産 の 名 称、性 質 及 び 所 在									数 量	
備 考	執 行 機 関 名					事件番号又は差押年月日					
(注) 1. 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法定的全延滞金額の交付を求めるものである。また()内の金額は、便宜、この交付要求書作成日までの延滞金額を概算したものである。 2. 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成日までのものである。							連 絡 先				
							所 属	氏 名	電 話		

交付要求通知書

年 月 日

様

地域振興局長
徴税吏員

下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納県税徴収金を徴収するため、下記財産について国税徴収法第82条第1項の規定により、交付要求をしましたので、同条第2項の規定により通知します。

(滞納者交付用)

滞納者		住(居)所						氏名 又は名称					
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	期別	税目	納期限	法定納期限等	税額	延滞金	加算金	加算金		備考		
						円	法律による金額 円	円	円	円			
							〃						
							〃						
							〃						
							〃						
							〃						
計							〃						
交 財 付 産 要 求 は に 事 件 係 る 名	財 産 の 名 称、性 質 及 び 所 在									数 量			
執 行 機 関 名							事件番号又は差押年月日						
救 済								交 付 要 求 年 月 日					
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。								年 月 日					
								連 絡 先					
								所 属		氏 名		電 話	

交 付 要 求 通 知 書												
年 月 日 様 地域振興局長 徴税吏員 下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納県税徴収金を徴収するため、下記財産について国税徴収法第8 2条第1項の規定により、交付要求をしましたので、同条第3項の規定により通知します。												
滞 納 者		住（居）所						氏 名 又は名称				
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	期別	税 目	納期限	法定納 期限等	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考	
						円	法律による金額 円	円	円	円		
							〃					
							〃					
							〃					
							〃					
	計						〃					
交 付 要 求 は 事 件 名	財 産 の 名 称、性 質 及 び 所 在									数 量		
	執 行 機 関 名						事件番号又は差押年月日					
備 考								交 付 要 求 年 月 日				
								年 月 日				
(注) 1. 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものである。 また、（ ）内の金額は、便宜、この交付要求書作成日までの延滞金を概算したものである。 2. 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成日までのものである。							連 絡 先					
							所 属		氏 名		電 話	

（権利者等交付用）

参 加 差 押 書

年 月 日

地域振興局長
徴税吏員

印

下記の滞納県税徴収金を徴収するため、下記財産について、国税徴収法第86条第
1項の規定により参加差押えをします。

(電話加入権以外用)

滞 納 者		住 (居) 所						氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	期別	税 目	納期限	法定納 期限等	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考
						円	法律による金額 円	円	円	円	
							〃				
							〃				
							〃				
	計						〃				
参 加 差 押 財 産	財産の名称、性質及び所在									数 量	
差 押 執行機関名						参加差押の対象であ る財産の差押年月日			年 月 日		
備 考											

(注) 延滞金及び滞納処分費は、この参加差押書作成の日
までのものです。

連 絡 先		
所 属	氏 名	電 話

交付要求解除通知書

(執行機関)

年 月 日

様

地域振興局長

徴税吏員

印

下記のとおりに交付要求を解除します。国税徴収法第84条第2項の規定により通知しま

滞 納 者	住 (居) 所		氏 名 又は名称		
交 付 要 求 年 月 日		年 月 日			
交付要求の解除に係る財産又は事件名	財 産 の 名 称、性 質 及 び 所 在			数 量	
執 行 機 関 名		事件番号又は差押年月日			
備 考					
解 除 理 由	※		連 絡 先		
			所 属	担 当 者	電 話

※ は決議書のみ

交 付 要 求 解 除 通 知 書

〔滞 納 者〕
〔権 利 者 等〕

年 月 日

様

地域振興局長
徴 税 吏 員

印

下記のとおり交付要求を解除したので、国税徴収法第84条第3項の規定により通知します。

（滞納者用）

滞 納 者	住（居）所		氏 名 又は名称	
交 付 要 求 年 月 日			年 月 日	
交 付 要 求 の 解 除 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名	財産の名称・性質及び所在			数 量
	執 行 機 関 名		事件番号又は差押年月日	
備 考				
			連 絡 先	
			所 属	電 話
			担当者	

付
受 印

第63号様式

交付要求
参加差押 解除 請求 書

地域振興局長 様 年 月 日

住(居)所
請求者
氏名又は
名 称

国税徴収法 第85条第1項 第88条第1項 の規定により、下記のとおり 交付要求 参加差押 の解除を請求します。

滞納者	住（居）所			
	氏 名 又 は 称			
交付要求 参加差押 先執行機関名			交付要求 参加差押 年月日	年 月 日
解除を請求する理由	請求者が有する権利の内容	自己の債権の弁済を受けることができない理由		
滞納者が所有する他の財産	名称・性質及び所在	数 量	価 額	
			円	

交付要求 参加差押					の解除請求に対する通知書				
(請求者)					年 月 日				
様					印				
地域振興局長									
交付要求 参加差押					の解除請求については、下記理由により応じられませんので通知します。				
滞 納 者		住 (居) 所		氏 名 又は名称					
交付要求 参加差押 年 月 日				交付要求 参加差押 の 解 除 請 求 年 月 日					
年 月 日				年 月 日					
滞 納 者 と の	権 利 関 係								
交 解 除 要 求 を 拒 加 否 差 す 押 る 理 由									
救 済					備 考				
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）に、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。									
					連 絡 先				
所 属		氏 名		電 話					

充 当 通 知 書										
年 月 日										
様 地域振興局長 徴 税 吏 員										
あなたの滞納県税徴収金を徴収するため、国税徴収法第129条第2項の規定により、 交付要求（参加差押）にかかる配当金 差 し 押 さ え た 金 銭 を下記のとおりに充当しましたから通知 します。										
換 価 し た 執 行 機 関 名				配 当 金 受 入 年 月 日				交付要求(参加差押) 金 銭 差 押 年月日		
				年 月 日				年 月 日		
受 入 金 額				受 入 金 を 充 当 し た 額				滞納 金額 充当後の 残余		
円				円				円		
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	期別	税 目	本 税	延滞金	加算金	加算金	滞 納 処 分 費	計	
					法律による金額 円		円	円	円	
	合 計									
充 当 し た 金 額 の 内 訳	年度	期別	税 目	本 税	延滞金	加算金	加算金	滞 納 処 分 費	計	
					法律による金額 円		円	円	円	
	合 計									
救 済	1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。									
	2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。									
備 考										

注 1 滞納県税徴収金の延滞金及び滞納処分費は、金銭を差し押さえた日又は交付要求（参加差押）を受けた執行機関が強制換価手続において金銭を受領した日までのものです。

参加差押通知書												
年 月 日												
様 地域振興局長 徴税吏員												
下記滞納県税徴収金が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税徴収金を徴収するため、下記の財産について国税徴収法第86条第1項の規定により、参加差押えをしましたので、同条第2項の規定により通知します。												
滞 納 者		住（居）所				氏 名 又は名称						
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 発付日	法定納 期限等	税 額	延滞金	加算金	加算金		備考	
						円	法律による金額 円	円	円	円		
							〃					
							〃					
							〃					
							〃					
							〃					
計							〃					
参 加 差 押 財 産	名 称 、 性 質 及 び 所 在									数 量		
差 押 執行機関名						参加差押の対象である財産の差押年月日		年 月 日				
救 済							参 加 差 押 年 月 日					
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内と地方税法第19条の4（審査請求期間の特例）に規定する日又は期限とのうち、いずれか早い日又は期限（以下「不服申立期間」といいます。）までに、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（（2）及び（3）に該当する場合であっても、地方税法第19条の13（滞納処分に関する出訴期間の特例）において準用する同法第19条の4に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません。） （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。							年 月 日					
							連 絡 先					
							所 属		氏 名		電 話	

（電話加入権以外用）

（注） 延滞金及び滞納処分費は、この参加差押通知書作成の日までのものです。

参加差押通知書											
年 月 日 様 地域振興局長 徴税吏員 下記の滞納県税徴収金を徴収するため、下記の財産について参加差押えをしました。国税徴収法第86条第4項の規定により通知します。											
滞 納 者		住（居）所						氏 名 又は名称			
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 発付日	法定納 期限等	税 額	延滞金	加算金	加算金		備考
						円	法律による金額 円	円	円	円	
							〃				
							〃				
							〃				
							〃				
	計						〃				
参 加 差 押 財 産	名 称 、 性 質 及 び 所 在									数 量	
差 押 執行機関名						参加差押の対象である財産の差押年月日			年 月 日		
備 考							参 加 差 押 年 月 日				
							年 月 日				
(注) 延滞金及び滞納処分費は、この参加差押通知書作成の日までのものです。						連 絡 先					
						所 属		氏 名		電 話	

（電話加入権以外用）
（権利者等交付用）

取 扱 電 話 局

第67号様式

参 加 差 押 通 知 書												
様 地域振興局長 徴税吏員 年 月 日 印												
下記滞納県税徴収金が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税徴収金を徴収するため、下記の財産について国税徴収法第86条第1項の規定により、参加差押えをしましたので、同条第2項の規定により通知します。												
滞 納 者		住（居）所				氏名又は 名 称						
滞 納 県 税 徴 収 金	年 度	期 別	税 目	納期限 督促状 発付日	税 額	延滞金	加算金	加算金		備 考		
					円	法律による金額 円	円	円	円			
						〃						
						〃						
						〃						
						〃						
	計					〃						
参 加 差 押 財 産	電 話 加 入 権											
	局 番	電話番号	電話機の設置場所						備 考			
執行機関名		参加差押の対象である電 話加入権の差押年月日				年 月 日						
救 済							参 加 差 押 年 月 日					
1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、当地域振興局を經由して提出することもできます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁判を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁判があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。							連 絡 先					
							所 属		氏 名		電 話	

（電話加入権用）

（注） 延滞金及び滞納処分費は、この参加差押通知書作成の日までのものです。

参 加 差 押 解 除 通 知 書				
執 行 機 関 滞 納 者 権 利 者 等		年 月 日 様 地 域 振 興 局 長 徴 税 吏 員 印 下記のとおり参加差押を解除したので、国税徴収法第 88 条第 1 項の規定により通知します。		
滞 納 者	住 (居) 所		氏 名 又は名称	
参 加 差 押 年 月 日			年 月 日	
参 加 差 押 を 解 除 す る 財 産	財産の名称、性質及び所在			数 量
差 押 執 行 機 関 名				
備 考				
解 除 理 由	※	連 絡 先		
		所 属	氏 名	電 話

※ は決議書のみ

送 付 先
電話局

第69号様式

参加差押解除通知書

(電話加入権用)

年	月	日
様	地域振興局長 徴税吏員	印
下記のとおり参加差押えを解除したので、国税徴収法第 88 条第 3 項の規定により通知します。		

滞 納 者	住(居)所	氏 名 又は名称
-------	-------	-------------

参加差押を解除する財産	電 話 加 入 権					
	局 番	電 話 番 号	電話機の設置場所	電話局の参加差押通知書の受付		
				年 月 日	番 号	
				.	.	
				.	.	
				.	.	
				.	.	
差 押 執 行 機 関 名						

備 考	
-----	--

登録事項	年 月 日受付第 号 参加差押抹消登録済	連 絡 先		
		所 属	担当者	電 話

参加差押財産引渡通知書

(執行機関)

年 月 日

殿

 地域振興局長
 徴税吏員

印

下記のとおり、参加差押にかかる財産を国税徴収法第 87 条第 2 項の規定により引き渡しますから通知します。

滞 納 者	住 (居) 所		
	氏 名 又 は 名 称		
参加差押をした執行機関名			
引 渡 し を す る 財 産	名 称、性 質 及 び 所 在		数 量
			差 押 年 月 日
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
保 管 者	住 (居) 所		
	氏 名 又 は 名 称		
引 渡 場 所			
引 渡 方 法			
備 考			

差 押 財 産 引 渡 依 頼 書

(保 管 者)

年 月 日

殿

地域振興局長
徴 税 吏 員

印

下記のとおり、あなたが保管中の差押財産を参加差押えした執行機関に引き渡してください。

国税徴収法施行令第 39 条第 2 項の規定により通知します。

滞 納 者	住 (居) 所		
	氏 名 又 は 名 称		
参加差押をした執行機関名			
引 渡 し を す る 財 産	名 称、性 質 及 び 所 在		数 量
			差 押 年 月 日
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
保 管 者	住 (居) 所		
	氏 名 又 は 名 称		
引 渡 場 所			
引 渡 方 法			
備 考			

(注) この依頼書は、引渡通知書に添付する。

参加差押財産引受通知書

(執行機関)

年 月 日

様

地域振興局
徴税吏員

印

下記のとおり参加差押財産を国税徴収法第 87 条第 2 項の規定により引
渡しを受けましたから通知します。

滞 納 者	住 (居) 所		氏 名 又は名称	
引 渡 し を 受 け た 財 産	名称、性質、所在 その他			数 量
	参加差押年月日		年 月 日	差押えをしていた 行政機関等
備 考				